

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合。
  - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならない、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
  - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
  - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1、2のほか、大分県道路交通法施行細則（昭和51年7月26日大分県公安委員会規則第2号）第7条第1項に掲げる事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

なお、同条第1項第1号に規定する「日常生活に欠かすことのできない物品等」とは食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。

第2号に規定する「冠婚葬祭等社会の慣習上」とは、冠婚葬祭、引っ越し、地域の祭礼行事等社会の慣習として広く認められているものを指す。

第3号に規定する「業務の遂行上」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。